

広島県告示第三百八十八号

平成二十六年広島県告示第二百九十五号（ひろしま産学共同研究拠点における使用料等の種別及び額）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和八年三月三十日

広島県知事 横 田 美 香

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(略)				(略)			
一 使用料				一 使用料			
種 別	単 位	金 額		種 別	単 位	金 額	
一 分析機械				一 分析機械			
1 ナノフォオックス 線CT	一時間に つき	七、二〇〇円		1 ナノフォオックス 線CT	一時間に つき	五、八〇〇円	
2 電界放射走査電子 顕微鏡	〃	四、三〇〇円		2 電界放射走査電子 顕微鏡	〃	四、一〇〇円	
3 電界放射走査電子 顕微鏡(付属ナノメ カニカル装置を使用 する場合)	〃	六、一〇〇円		3 電界放射走査電子 顕微鏡(付属ナノメ カニカル装置を使用 する場合)	〃	五、八〇〇円	
4 集束イオンビーム 源付電界放射走査電 子顕微鏡	〃	一〇、一〇〇円		4 集束イオンビーム 源付電界放射走査電 子顕微鏡	〃	一六、七〇〇円	
5 透過型電子顕微鏡	〃	一八、〇〇〇円		5 透過型電子顕微鏡	〃	一七、五〇〇円	
6 顕微鏡試料作成装 置	〃	一七、三〇〇円		6 顕微鏡試料作成装 置	〃	一七、一〇〇円	
7 (略)	(略)	(略)		7 (略)	(略)	(略)	
8 透過型電子顕微鏡 関連機器	〃	三、三〇〇円		8 透過型電子顕微鏡 関連機器	〃	一、八〇〇円	
9 光電子分光装置関 連機器	〃	一、八〇〇円		9 光電子分光装置関 連機器	〃	一、七〇〇円	
10 音響透過損失測定 装置	〃	七、七〇〇円		10 音響透過損失測定 装置	〃	七、五〇〇円	
11 残響室法吸音率測 定装置	〃	五、五〇〇円		11 残響室法吸音率測 定装置	〃	五、三〇〇円	
二 測定機械				二 測定機械			
光電子分光装置	一時間に つき	九、四〇〇円		光電子分光装置	一時間に つき	八、九〇〇円	
一 手数料				一 手数料			
種 別	単 位	金 額	備 考	種 別	単 位	金 額	備 考
一 成續書及び 証明書				一 成續書及び 証明書			
1 (略)	(略)	(略)	(略)	1 (略)	(略)	(略)	(略)
2 英文	〃	一、四〇〇円	(略)	2 英文	〃	一、三〇〇円	(略)
二 前処理及び 試料調製	一時間 につき	四、一〇〇円	三〇分に満た ない場合は、 一、〇〇〇円 とする。	二 前処理及び 試料調製	一時間 につき	三、九〇〇円	三〇分に満た ない場合は、 一、九〇〇円 とする。
三 設備利用に おける機器操	一時間 につき	四、一〇〇円	三〇分に満た ない場合は、	三 設備利用に おける機器操	一時間 につき	三、九〇〇円	三〇分に満た ない場合は、

作			11 000E A+B°	作			11 000E A+B°
---	--	--	-----------------	---	--	--	-----------------